

令和6事業年度

事業計画

(令和6年3月27日大臣認可)

高圧ガス保安協会

目 次

I. 事業概況.....	1
1. 事業環境	1
2. 事業概要	3
3. 収支予算概要	7
II. 個別の事業	8
II. 1 确实な業務の実施	8
II. 1. 1 認定、検査等事業	8
II. 1. 2 教育事業	12
II. 1. 3 システム審査登録事業	13
II. 1. 4 LP ガス保安対策推進事業	14
II. 1. 5 技術基準作成・審査等事業	15
II. 1. 6 水素・CCS の社会実装に向けた取組み	18
II. 1. 7 研究開発、試験・解析等	19
II. 1. 8 受託事業	19
II. 1. 9 法定講習事業（特別勘定1）	19
II. 1. 10 資格試験等事業（特別勘定2）	21
II. 2 サービスの向上と積極的な情報提供	22
II. 2. 1 保安情報の収集、提供等	22
II. 2. 2 広報活動の推進、機関紙等による情報発信	22
II. 2. 3 説明会・セミナーの開催	24
II. 3 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備	26
II. 3. 1 協会運営のガバナンス強化	26
II. 3. 2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用	27
II. 3. 3 人材育成と就業環境の改善等	27
II. 3. 4 社会的ニーズへの対応と将来を見据えた基盤の整備	28
別紙1	30
別紙2	32

I. 事業概況

1. 事業環境

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている。令和6年度には、国の総合経済対策の進捗に伴い、所得環境の改善や企業の設備投資意欲の高まり等により、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在すること、令和6年能登半島地震の影響、金融資本市場の変動の影響等には、十分注意する必要がある。

高压ガスの分野では、令和5年12月21日に改正高压ガス保安法（令和4年6月成立）が施行され、スマート保安の促進のため、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定する認定高度保安実施者制度の運用が開始された。また、保安規制の合理化のため、高压ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等の規制が道路運送車両法に一元化された。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、徹底した省エネ、再エネや原子力といった脱炭素電源の利用促進などを進めるとともに、脱炭素化が難しい分野においてもGX（グリーントランスフォーメーション）を推進していくことが不可欠であるため、以下の2つの法案が令和6年2月13日に閣議決定された。

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（水素社会推進法案）
- ・二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（CCS事業法案）

これらの法律案は、鉄鋼・化学等の産業や、モビリティ、発電といった、脱炭素化が難しい分野においてGXを推進するため、こうした分野における（1）低炭素水素等の供給・利用の促進を図るとともに、（2）CCS（二酸化炭素の地中貯留、Carbon dioxide Capture and Storage）に関する事業環境整備を行うためのものである。

このように高压ガスを取り巻く環境が大きく変化する状況の中、当協会は、水素サプライチェーンの構築に向けた技術開発事業や関係団体の活動に参画するほか、第6回水素閣僚会議（令和5年9月25日）において、「水素の保安規制、法制、標準に関するワークショップ」を企画・主導するなど高压ガス保安の専門機関として、保安と振興の両面から積極的に幅広く活動している。

当協会の令和6年度の事業環境については、特別勘定1（法定講習）及び特別勘定2（国家試験）は、受講申込者及び試験出願者が減少傾向であるため減収の見込みであり、一般勘定は、一部事業の周期的な更新数増などにより増収を見込んでいる。全体としては令和

5年度と同程度の収入を見込んでいる。

このような状況下において令和6年度は、着実かつ確実な業務の実施を旨としつつ、水素・CCSの社会実装に向けて幅広く対応していく。

2. 事業概要

令和6年度は、前述のような事業環境の中、水素・CCSの社会実装に向けた取組み、業務のオンライン化、情報セキュリティ対策、人材育成・基盤の整備を重要項目として位置付け、确实かつ効率的に事業を実施することを基本として、以下の活動方針の下にそれぞれの事業を重点的に行っていくこととする。

【活動方針】

- 「変える勇氣」をもち、「変わる努力」をする。
- 保安のプロとして、誇りと責任感を持って能動的に動く。
- 「一人の一万歩」より「一万人の一步」という意識で、全ての関係者と協力して課題解決に取り組む。
- 水素・CCSの知見等を集約した中核機関（Center of Excellence）となるべく、保安と振興の両面から貢献し、基準作りなどで世界をリードする。

2.1 确实な業務の実施

検査・認定事業、法定講習（特別勘定1）、国家試験（特別勘定2）、ISO審査事業など、協会全体として着実かつ确实な業務を引き続き実施する。

(1) 検査・認定等の合理化推進及び确实な実施

検査・認定等の正確性を維持しつつ、より効率的に業務を実施するため、今後の検査・認定等の動向も見据えた適切な人員配置により、検査業務等の合理化を推進する。また、産業保安のスマート化についても、引き続き関係する業務を确实に実施する。

(2) 講習・試験業務の确实な実施

検定試験及び国家試験においては、近年、激甚化・多発化の傾向にある風水害、地震等の自然災害等の状況を的確に把握し、実施の可否等の情報提供、会場変更を迅速に行う他、受講者等の安全及び利便性を考慮した円滑な業務運営に努める。

また、令和6年度からは、全ての法定講習（資格・義務）をオンラインにより実施する。

公正・公平な試験実施及び効率的な試験業務運営に向け、関係団体との横断的事項の情報交換を定期的に実施する。

(3) システム審査登録事業の推進

マネジメントシステムの審査登録（認証）業務を認定基準（JIS Q 17021-1）に適合させて着実な業務展開を図る。特に、他の認証機関との競争激化が進む中、顧客の維持・獲得に向け、連携機関との関係醸成、中部チームの活用等既存顧客へのサポート強

化の施策等、積極的な営業活動を展開する。

(4) 技術基準等作成・審査等事業

技術基準等の作成に関しては、毎年度改訂する技術基準整備 3 ヶ年計画に基づき技術基準整備を計画的に進め、定期的な技術基準の見直しを含めた適切な検討を行うこととし、社会ニーズへの即応や、最新の技術的知見等の反映を企図して、KHKS の改正等を実施する。

また、技術基準等の審査に関しては、民間団体等が作成した規格の例示基準化に向けた審査をファスト・トラック制度により迅速かつ確実にを行う。

(5) 水素・CCS の社会実装に向けた取組み

2050 年カーボンニュートラルの実現、2030 年の温室効果ガス排出量 46%削減といった政府目標が掲げられる中、低炭素水素等の供給・利用を促進するための法律や CCS の事業環境を整備するための法律を整備する動きがある。また、大規模な水素サプライチェーンの構築に向けた実証が活発化しており、これまでに知見・経験のない取扱いが検討されている。こうした状況を踏まえ、高圧ガス分野に留まらず、安全・安心な水素社会の実現に向けて、実証試験による科学的データの取得や技術基準の整備などの必要な対応を行う。

情報収集・発信としては、外部委員会への参加、関係団体の中での活動、民間企業との意見交換などを通じて課題を把握していくとともに、水素セミナー、外部講演などの情報発信を行う。

また、海外の関係機関との連携を強化し、国際会議への出席、国際規格の提案など、積極的な国際活動を行う。

(6) 研究開発と依頼試験

総合研究所では、民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大に努めるとともに、広く社会に役立つよう、新しい基準制定に資する基礎データの獲得など時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

さらに協会外の研究委員会や学会等に積極的に参加することにより、研究者として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

2.2 サービスの向上と積極的な情報提供

会員を中心として、サービスの向上と積極的な情報提供を行い、もって産業保安の確保やビジネスの発展に寄与する。

(1) 保安情報の収集、提供

高圧ガス・LP ガス関係事故災害に対して、事故発生直後から行政機関等と協力して、現場検証への参画、早期の段階でのホームページへの事故に関する注意喚起の掲載など迅速に対応する。

また、保安情報の収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施し、その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的な情報発信を行う。

(2) 機関誌等による情報発信

機関誌「高圧ガス」、協会ウェブサイト、メール配信サービス「KHK-Friends」、協会発行の出版物を解説する図書目録などを活用し、わかりやすい情報提供を効果的に行うとともに、英文資料の作成、海外の調査・発信活動の強化など、国際的な情報の収集及び発信を推進する。

また、カーボンニュートラルのための安全・安心な水素社会の実現に向けた協会の活動についても、上記ツールを用いて発信を強化していく。

(3) 説明会・セミナーの開催

各部門が協働してセミナー等を実施し、委託事業成果や最新の知見・ノウハウを提供する。オンデマンド配信、ライブ配信など、引き続き多様な開催方式で実施する。

2.3 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備

産業保安に係る公的機関として求められる社会的要請を踏まえ、協会運営の強化を図るとともに、将来を見据えた基盤の整備を推進する。

(1) 協会運営のガバナンス強化

協会が高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組みを遵守・徹底する。

① コンプライアンスの推進

協会業務の信頼性を維持するために、協会が行う業務活動に対する内部監査を実施するほか、コンプライアンスに係る e ラーニングを活用した教育を実施するとともに、コンプライアンス専門支援会社を活用して役職員へのコンプライアンス情報の定期的な発信等に努める。

② 情報セキュリティ対策

保有する企業情報をはじめとした各種情報資産のサイバー攻撃からの保護及び情報漏えいリスク低減のために、標的型攻撃メールなど最新の脅威動向を踏まえた情報セキュリティ対策を継続的に行う。また、情報セキュリティに関する内部監査や情報セキュリティ研修を引き続き実施するほか、令和5年度に実施した第三者による脆弱性診断の結果を踏まえ、内部情報の漏えいリスク対策の強化を図る。

(2) 専門性と国際性を兼ね備えた人材育成等

高压ガスや保安規制に留まらない分野で活躍できる人材の育成と確保を推進する。また、専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成するため、国際会議への積極参加と語学研修を実施する。

(3) 将来を見据えた基盤の整備

令和8年4月の北海道、東北、四国及び九州支部の廃止に向け、関係者との調整、業務実施体制の見直しなどの必要な手続きを進めるとともに、水素社会推進法案、CCS事業法案の成立を見据え、新規事業を円滑に実施するための人材確保と育成、組織体制の見直しなどを検討する。

また、会計・経費精算システムのサポート期間終了に伴い基幹システムの再構築を進める。

3. 収支予算概要

一般勘定の収入については、冷凍工事事業所認定の周期的な更新数増や自主保安高度化事業者の制度改正による新規申請等による収入増を見込むが、高圧ガス設備の製造事業者に係る大臣認定の周期的な更新数減等や、ISO 審査件数の減に加えて環境マネジメントシステム審査において単価の高い更新審査が少ない年になることによる収入減が予想されるため、一般勘定の収入は 3,004 百万円を見込んでいる。

特別勘定 1 及び特別勘定 2 の収入については、全体的な受講者又は受験者の減少が見込まれることにより収入減が予想される。このため、特別勘定 1 の収入は 1,165 百万円を、特別勘定 2 の収入は 549 百万円を見込んでいる。

以上の結果、令和 6 年度の協会の総予算額は、4,718 百万円を見込んでいる。

(注：上記の数字は四捨五入の関係から、端数が一致しない場合がある。)

Ⅱ. 個別の事業

Ⅱ. 1 確実な業務の実施

Ⅱ. 1. 1 認定、検査等事業

[保安技術部門、機器検査事業部門]

(1) 認定調査等 [保安技術部門]

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者となるための調査

第一種製造者等が、自主検査により完成検査又は保安検査（運転中検査、停止中検査）を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和6年度は、新規で0件（0件）、更新で8件（11件）、認定区分の拡大等による追加で0件（0件）を見込んでいる。

（注）（ ）内は、令和5年度における実績見込値を示す。以下同じ。

② 特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者となるための調査

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が、IoT等新技術の活用、第三者の知見の活用などレベルの高い自主保安を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和6年度は、新規で0件（0件）、更新で1件（0件）、開放検査拡大更新で0件（1件）を見込んでいる。

③ 自主保安高度化事業者となるための調査

第一種製造者等が、リスクアセスメントを実施する等、自主的な保安活動を十分に実施している者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行う。

令和6年度は、新規で5件（0件）、更新で1件（2件）を見込んでいる。

④ 耐震構造計算プログラムの認証

耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者について、経済産業大臣の認定に係る追跡調査、又は耐震設計構造物の耐震性能について構造計算を行う方法及び計算を行う者について、認証及び確認調査を行う。

令和6年度は、プログラムの認証0件（2件）、確認調査9件（7件）を見込んでいる。

(2) 完成検査、保安検査 [機器検査事業部門]

特定施設等について、技術基準に適合又は維持しているかどうかを確認するための完成検査及び保安検査を行う。

令和6年度は、冷凍施設関係の完成検査で35件（40件）、保安検査で1,340件（1,431件）、コールド・エバポレータ（CE）関係の保安検査で334件（338件）を見込んでいる。

(3) 容器検査等 [機器検査事業部門]

① 容器製造業者の大臣登録に係る調査

容器製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和6年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)

② 容器型式試験

登録容器製造業者に係る容器の型式試験を行う。
令和6年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)

③ 容器検査及び容器再検査

容器について検査及び再検査を行う。
令和6年度は、316万本(297万本)を見込んでいる。

④ 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更

容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る審査を行う。
令和6年度は、52,025本(52,661本)を見込んでいる。

(4) 附属品検査等 [機器検査事業部門]

① 附属品製造業者の大臣登録に係る調査

附属品製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和6年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)

② 附属品型式試験

登録附属品製造業者に係る附属品の型式試験を行う。
令和6年度は、計画段階において試験の申請は見込まれていない。(0件)

③ 附属品検査及び附属品再検査

容器に装置する附属品(バルブ、安全弁及び緊急遮断装置)について検査及び再検査を行う。
令和6年度は、985万個(968万個)を見込んでいる。

(5) 特定設備検査等 [機器検査事業部門]

① 特定設備製造業者の大臣登録に係る調査

特定設備製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録に係る調査を行う。
令和6年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。(0件)

② 特定設備検査等

特定設備(熱交換器、貯槽、蒸発器等)について検査を行うとともに、登録特定設備製造業者が製造する特定設備に対し、特定設備基準適合証を発行する。
令和6年度は、特定設備検査で18,762基(18,813基)、適合証発行で68件(68件)を見込んでいる。

③ 高圧ガス設備担当者会議の開催

特定設備、高圧ガス設備等の設計、製造、試験・検査に係る運用統一を図るため、第 47 回高圧ガス設備担当者会議を開催する。

(6) 指定設備の認定 [機器検査事業部門]

① ユニット型冷凍装置の認定

政令で指定設備とされている冷凍設備について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 6 年度は、93 件（101 件）を見込んでいる。

② 窒素ガス製造用空気分離装置の認定

政令で指定設備とされている窒素ガス製造用空気分離装置について、指定設備の基準に適合している場合の認定を行う。

令和 6 年度は、計画段階において認定の申請は見込まれていない。（0 件）

③ 認定指定設備の移設に係る調査

認定指定設備（ユニット型冷凍装置）の移設を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 6 年度は、2 件（3 件）を見込んでいる。窒素ガス製造用空気分離装置については、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（0 件）

④ 認定指定設備の交換に係る調査

認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の個別ユニットの交換を行った場合について、当該認定指定設備が技術基準に適合しているかどうか調査を行う。

令和 6 年度は、計画段階において調査の申請は見込まれていない。（0 件）

(7) 大臣特認事前評価等 [機器検査事業部門]

① 大臣特認に係る特定案件事前評価

高圧ガス設備等に係る大臣特認のための事前評価を行う。

令和 6 年度は、17 件（16 件）を見込んでいる。

② 詳細基準事前評価

例示基準に基づかずに検査申請、許可申請等する場合の詳細基準について事前評価を行い、事前評価書を交付する。

事前評価書の交付を受けた者は、本評価書を添付して容器検査・特定設備検査を受け、又は高圧ガスの製造の許可等を受けることとなる。

令和 6 年度は、81 件（93 件）を見込んでいる。

(8) 高圧ガス設備試験等 [機器検査事業部門]

① 大臣認定試験者事前評価等審査

高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機等）を製造する事業者の大臣認定に係る事前評価及び認定された者の3年毎の確認調査を行う。

令和6年度は、新規調査で2件（0件）、拡大調査で2件（7件）、確認調査で37件（48件）を見込んでいる。

② 冷凍則の大臣認定試験者事前評価等審査

冷凍設備の部分品の試験等をする事業者の大臣認定に係る事前評価を行う。

令和6年度は、新規調査で4件（8件）、型式承認で132件（45件）を見込んでいる。

③ 高圧ガス設備試験

高圧ガス設備について試験を行う。

令和6年度は、14,377件（14,180件）を見込んでいる。

(9) 冷凍検査等

① 機器の試験 [機器検査事業部門]

冷凍装置について設計強度確認試験を行う。

令和6年度は、153件（78件）を見込んでいる。

② 冷凍空調施設工事事業所の認定 [保安技術部門]

冷凍空調施設の保安の確保を図るため、同施設の据付工事を行う事業所について認定及び更新認定を行う。

令和6年度は、2,115件（603件）を見込んでいる。

③ 冷凍空調情報等の発行 [保安技術部門]

冷凍空調施設工事事業所等との情報及び意見の交換を密にするため、情報提供誌「冷凍空調情報」をWEB上で公開する。（年間1回を予定）

④ 冷凍機器溶接士の認定 [保安技術部門]

冷凍用圧力容器等の溶接作業を行う溶接士の認定を行う。

令和6年度は、70件（96件）を見込んでいる。

⑤ 冷凍教育検査事務所ブロック会議等 [機器検査事業部門]

(イ) 冷凍教育検査事務所ブロック会議

全国の冷凍教育検査事務所との連携を密にし、法改正等の最新の動向及び高圧ガス保安法の解釈などに関する情報提供のほか、事務所運営、検査員の高齢化、検査実施上の問題点等について、冷凍教育検査事務所専用HPを活用し双方向の情報発信を行う。

(ロ) 冷凍保安検査業務の合理化

令和5年度に引き続き、冷凍教育検査事務所の適正かつ円滑な業務処理と業務

の省力化を推進する。

(10) LP ガス用ガス漏れ警報器等の検定 [機器検査事業部門]

LP ガス用ガス漏れ警報器（誤報防止型を含む。）及び LP ガス検知器等の検定を行う。また、優良な製造事業者に対する検査方法の合理化、検定業務の拡大等の取り組みを進める。

- ① LP ガス用ガス漏れ警報器の検定（第 2 検定） 2,526,210 個（2,331,587 個）
- ② 不完全燃焼警報器の検定（第 2 検定） 22,297 個（18,436 個）
- ③ LP ガス用検知器の検定（第 2 検定） 1,850 個（1,844 個）

(11) その他の検査・認定等 [機器検査事業部門、保安技術部門]

- ① 高圧ガスプラント検査事業者 5 件（5 件）及び液化石油ガスタンクローリ検査事業者 2 件（1 件）の認定 [機器検査事業部門]
- ② アセチレン容器多孔質物性能試験 0 件（1 件） [機器検査事業部門]
- ③ 液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定 15 件（24 件） [機器検査事業部門]
- ④ 容器所有者の登録、登録更新及び所有者不明容器の発生防止
新規登録 149 件（82 件）、更新 523 件（633 件） [保安技術部門]
- ⑤ CE 移設性能検査 41 件（42 件） [機器検査事業部門]
- ⑥ CE 施設保安点検等 0 件（0 件） [機器検査事業部門]
- ⑦ 特定ガス工作物使用前検査 61 件（62 件） [機器検査事業部門]
- ⑧ 委託検査 939 件（933 件） [機器検査事業部門]
- ⑨ 小型高圧ガス容器型式認定 7 件（2 件） [機器検査事業部門]
- ⑩ 簡易容器検査 0 件（0 件） [機器検査事業部門]
- ⑪ SFE/SFC 認定調査 23 件（68 件） [機器検査事業部門]
- ⑫ 委託調査（耐震補強に係る調査） 0 件（0 件） [保安技術部門]
（適合性評価関係） 1 件（3 件）
- ⑬ 鉱山保安法の適用設備に係る耐震性能評価 0 件（0 件） [保安技術部門]

II. 1. 2 教育事業

[試験・教育事業部門他]

(1) 自主保安講習の実施

令和 6 年度の自主保安に係る各種講習の受講者数は、前年度実績見込より 233 人多い 2,708 人を見込んでいる。（内訳は別紙 1 参照）

(2) 技術講演会等の開催

高圧ガスに関する各種情報の提供を目的とした次のような講演会等を開催する。

なお、講演会等は、インターネット環境を利用したオンラインによる開催方式へ主軸を移行したが、講演会等の内容によっては、従前の集合型方式のニーズもあるため、各セミナーの内容に沿った方式で開催する。

また、講演会等の申し込み方法についても電子化を推進する。

- ① お客様のニーズに対応した出張講習
- ② 保安セミナー等（高圧ガスの基礎講習及び法令関係セミナー等の開催、部門間連携による新規セミナー及び既存セミナーの内容充実化等）
- ③ 高圧ガス保安実務者向けセミナー等（高圧法の許可・届出セミナー、保安検査事例セミナー、グループ討議関係の講座等の開催）
- ④ 地域ニーズに対応した各種セミナー等

(3) ISO 関連研修セミナー等の開催 [ISO 審査センター]

システム審査登録事業の一環として、ISO マネジメントシステム規格に関する認証取得・維持のために必要な内部監査員養成を目的とした研修並びに同システムの効果的運用に関するセミナーを開催する。

(4) 図書等の編集発行

- ① 高圧ガス関係法令、技術基準
- ② 講習会テキスト及び問題集
- ③ 保安教育用テキスト
- ④ その他各種出版物・視聴覚教材等
- ⑤ 高圧ガス保安活動促進週間を中心とした保安啓発用品

各種講習がインターネット環境を利用したオンライン化に移行したことを踏まえた EC サイトでの図書等の販売促進を図る。

II. 1. 3 システム審査登録事業

[ISO 審査センター]

(1) マネジメントシステム審査

(公財) 日本適合性認定協会 (JAB) から認定を受けた認証機関として、ISO9001 を基準とした品質マネジメントシステム (QMS、審査総数 685 件 (712 件))、ISO14001 を基準とした環境マネジメントシステム (EMS、審査総数 441 件 (458 件))、ISO22000 を基準とした食品安全マネジメントシステム (FSMS、審査総数 6 件 (6 件)) を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

また、ISO45001 を基準として労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS、審査総数 32 件（31 件））を審査し、適合事業者の登録・公表を行う。

(2) 主な活動項目

- ① マネジメントシステムの審査登録（認証）に関しては、適用される認定基準（JIS Q 17021-1）への適合を確実にするとともに、ISO 審査センターにおけるマネジメント機能の充実とリスク管理に基づく審査登録（認証）システムの高度化を図る。
- ② 受審組織の要望を具体的に捉え、確実に応える審査の実現へ向け、審査プロセスを適宜見直すこと等により、審査がもたらす有効性の更なる改善を図る。
- ③ 新規審査員の採用により審査対応能力の拡大を図るとともに、審査員の資質向上や技術的専門性の深化等を推進する。
- ④ 登録企業との双方向コミュニケーションや PR の充実を図り、顧客満足と ISO 審査センターのプレゼンスの改善・向上に取り組む。また、毎年開催する ISO 情報交換会ではマネジメントシステムの効果的な運用事例に関する情報を提供し、既存顧客の辞退や他機関への認証移転を減らすよう努める。更に、登録企業に提供していた ISO 入門勉強会を登録企業以外へも公開する等、顧客獲得の機会としても活用する。
- ⑤ ISO9001 及び ISO14001 内部監査員養成セミナー（集合型）、ISO マネジメントシステム活用セミナー（出張型、オンライン型）等、顧客ニーズを踏まえたセミナーを開催し、顧客満足の向上に努める。また、更なるコンテンツの充足を図る。
- ⑥ 新たな顧客獲得に向け、関係構築を進めてきた各地の中小企業支援機関、金融機関との各種イベント共催等を通じ、積極的な営業活動を展開する。
- ⑦ 中小規模の顧客が多い中部地区においては、ISO 審査センター直轄の「中部チーム」が丁寧なアフターサポートを展開し、顧客の定着を図る。
- ⑧ 労働安全衛生、医療機器、食品安全の各マネジメントシステムの認証サービスのスケールアップに向けて、これまで確保・育成を進めてきた人材を積極的に投入し、各種広報、セミナー等を通じて、認証企業増に取り組む。

II. 1. 4 LP ガス保安対策推進事業

[保安技術部門]

(1) LP ガス設備等の技術審査

- ① 大臣特認に係る事前審査
LP ガス法施行規則に係る大臣特認のための事前審査を行う。
- ② LP ガス器具の安全性審査
新しく開発された LP ガス器具に係る安全性審査を行う。

(2) LP ガス消費者に対する保安啓発活動の実施

LP ガス安全委員会（LP ガス関連団体 17 名、関連する省庁 4 名、消費者団体 2 名、計 23 名で構成）の事務局を務め、LP ガス保安ガイド、ポスター、ホームページ等により、一般消費者等に対する保安意識の向上、事故防止の保安啓発を行うとともに、各都道府県 LP ガス協会等が行う LP ガス消費者を対象とした保安啓発活動の支援事業を実施。10 月に LP ガス消費者保安キャンペーンを展開し、LP ガス消費者保安推進大会において保安優良 LP ガス事業者等を表彰する。

II. 1. 5 技術基準作成・審査等事業

[保安技術部門、機器検査事業部門他]

(1) 経済産業大臣への意見具申等

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、省令改正や例示基準の制定等、高圧ガス・LP ガスの保安に関する技術的事項について、経済産業大臣に対して意見具申等を行う。

(2) 技術委員会・規格委員会の運営

高圧ガス保安において幅広く活用されている KHK 技術基準（KHKS 等）の策定については、規格委員会が実務を担っており、統括諮問機関として位置付けられている技術委員会のレビューを経ることとされている。両委員会が適切に機能するよう着実な運営を行う。

また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、水素利用等に関する技術開発・実証が活発化していることを受け、新たに水素等規格委員会を設置する。

令和 6 年度に予定している主な案件は、以下のとおりである。

① 圧力容器規格委員会 [機器検査事業部門]

- (イ) 「超高圧ガス設備に関する基準（KHKS 0220）」の見直し・改正
- (ロ) 「安全係数 2.4 の特定設備に関する基準（KHKS 0224）」の見直し・改正

② 移動容器規格委員会 [機器検査事業部門]

- (イ) 「高圧ガス容器バルブ設計・製造基準（KHKS 0124）」の見直し・改正
- (ロ) 「高圧ガスタンクローリ再検査基準（KHKS 0150）」の見直し・改正

③ 高圧ガス規格委員会 [保安技術部門]

- (イ) 「高圧ガスの配管に関する基準（KHKS 0801）」の見直し・改正
- (ロ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（LNG 受入基地関係）（KHKS 0850-7・1850-7）」の見直し・改正

- (ハ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）（KHK/JOGMEC S 0850-8・1850-8）」 「液化石油ガス岩盤備蓄関係 技術文書（KHK/JOGMEC TD 5800）」の見直し・改正
 - (ニ) 「保安検査基準及び定期自主検査指針（圧縮水素スタンド関係）（KHK/JPEC S 0850-9・1850-9）」の見直し・改正
 - (ホ) 「KHK Interpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集」の見直し
 - (ハ) 「第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-1)」の改正に向けた検討
 - (ト) 「第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-2)」の改正に向けた検討
- ④ 冷凍空調規格委員会 [保安技術部門]
- (イ) 「冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-3）（可燃性ガスの施設編）」の見直し・改正
 - (ロ) 「KHK Interpretations 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集」の見直し
- ⑤ 液化石油ガス規格委員会 [保安技術部門]
- (イ) 「液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準（KHKS 0712）」の見直し・改正
 - (ロ) 「金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準（KHKS 0715）」の見直し・改正
 - (ハ) 「液化石油ガス用ガス放出防止器基準（KHKS 0719）」の見直し・改正
 - (ニ) 「液化石油ガス配管用フレキ管（フレキ管継手を含む。）基準（KHKS 0727）」の見直し・改正
- ⑥ 供用適性評価規格委員会 [保安技術部門]
- 現在のところ予定なし。
- ⑦ 耐震設計規格委員会 [保安技術部門]
- (イ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル1）（KHKS 0861）」の見直し
 - (ロ) 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル2）（KHKS 0862）」の見直し
- ⑧ 水素等規格委員会 [水素センター]
- 「水電解装置に関する基準（仮称）」の制定

(3) 詳細基準の審査 [保安技術部門、機器検査事業部門]

技術基準の性能規定化により、詳細な技術的事項は例示基準として例示されている。協会は、それぞれの基準に応じて設置された高圧ガス容器規格検討委員会等において、各規格委員会及び業界団体等が作成した詳細基準について審査を行う。この審査の結果は、経済産業大臣に意見具申することにより例示基準として例示されるほか、ファスト・トラック制度の本格運用が開始されたことにより、申請者の求めに応じ、国による例示基準化を待たずに協会のホームページ上に公開する。

令和6年度は、規則（一般則、特定則、容器則及び冷凍則）関係で0件（0件）を、告示（耐震告示）関係で0件（0件）を見込んでいる。

(4) 地域防災協議会との連携

高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、各地域防災協議会との連携を図る。

(5) 全国一般高圧ガス保安団体連合会（全高連）との連携

一般高圧ガスの事故防止と情報交換を図るため、全高連との連携を図る。

(6) LP ガスタンクローリ事故防止委員会による自主点検活動の推進

日本LPガス協会、（一社）全国LPガス協会、（一社）日本エルピーガスプラント協会、（公社）全日本トラック協会及び当協会で組織するLPガスタンクローリ事故防止委員会の事務局として、所有者によるLPガスタンクローリの保安関係機材等の整備状況に関する自主点検活動を推進する。

(7) ASME Delegate 制度への参画

ASME（米国機械学会）規格の制定・改定の最新情報を入手し、かつ、ASME規格に日本の意見を反映するため、ASMEのDelegate制度に平成18年度より参画しており、引き続き、ASME規格策定作業等を行う。

(8) 国際標準化活動への対応 [機器検査事業部門]

① ISO/TC58の国際標準化活動への対応

ISO/TC58（ガス容器専門委員会）の国内審議団体としてガス容器に係る国際標準化活動への対応を行う。

② ISO/TC220の国際標準化活動への対応

ISO/TC220（極低温容器専門委員会）の国内審議団体として極低温容器に係る国際標準化活動への対応を行う。

II. 1. 6 水素・CCS の社会実装に向けた取組み

[総務・企画部門、水素センター]

2050年カーボンニュートラルの実現、2030年の温室効果ガス排出量46%削減といった政府目標に向けた政策や取組みが関係省庁で検討されており、民間企業においては様々な産業分野で水素利用に関する技術開発・実証が活発化している。こうした中、低炭素水素等の供給・利用を促進するための法律やCCS (Carbon dioxide Capture and Storage) の事業環境を整備するための法律の整備に向けた検討が進められている。また、大規模な水素サプライチェーンの構築に向けた実証が活発化しており、これまでに知見・経験のない水素の取扱いが検討されている。こうした状況を踏まえ、安全・安心な水素社会の実現に向けて、実証試験による科学的データの取得や技術基準の整備などの必要な対応を行い、保安と振興の両面から貢献する。具体的には、大規模な水素サプライチェーンの構築のために水素等の製造・輸入に対して、クリーン水素の製造が期待される水電解装置の普及に向けたルール整備や極低温の液化水素が大量に漏えいした場合等の影響を把握するための大型液水貯槽の影響評価手法の開発を行う。また、発電の燃料として取り扱われるアンモニアやCCSとして分離・回収、輸送、貯留で取り扱われるCO₂に関しては、国内では十分な実績があるとは言えないことから、海外の事故や研究に関する調査を行い、必要な検討を行う。

自動車以外の様々なモビリティでの水素の利用や家庭用の燃料としての水素の供給・消費などの利用も検討されており、これまで水素や高圧ガスにあまり携わったことがない方々からの相談も増加している。行政機関、民間企業、関係団体と協力して水素等の普及・促進に向けて活動を行う。(一社)水素バリューチェーン推進協議会、(一社)クリーン燃料アンモニア協会の活動を通じて、高圧ガス分野のみならず、水素サプライチェーン全般(つくる・ためる・はこぶ・つかう)へ貢献すべく取組みを拡大している。こうした関係団体の中での活動と共に、外部委員会への参加、民間企業との意見交換、海外規制調査、外部講演などを通じて水素の社会実装に向けての課題を絶えず把握していく

また、海外の保安関係機関であるCHS (Center for Hydrogen Safety)、HySafe (International Association for Hydrogen Safety)に加盟し、海外の事故を始めとした安全に関する情報の収集や国際的なネットワーク構築を行う。引き続き、国際会議への出席、韓国ガス安全公社(KGS)や中華民国工業安全衛生協會(ISHA)との連携強化、ISOなどの国際規格の提案に向けた活動を行っていく。

II. 1. 7 研究開発、試験・解析等

[保安技術部門、総合研究所]

(1) 協会技術基盤の強化

- ① 自主基準の策定等、保安対策の合理化に寄与するような実践的な調査研究を自主的に推進し、基準策定等に必要となる根拠の明確化に重点的に取り組む。また、これまでの研究活動で蓄積した技術知識や専門性を活用して、高圧ガス事故の調査・解析に積極的に参加する。

さらに、研究員を協会外の研究委員会や学会等へ積極的に参加させること及び博士課程へ派遣することを通じて、研究者として活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

- ② 民間企業等からの各種材料試験、容器の性能試験、FEM 解析等を用いた受託研究及び受託試験を積極的に行う。

令和6年度は、9件(8件)を見込んでいる。

- ③ 横浜国立大学との包括連携協定(平成19年締結)及び横浜市消防局との高圧ガスの保安に係る協定(平成31年締結)を通じて人材交流を推進する等、連携の促進に努める。

(2) 時代に即応した研究所の活用

民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大を行い、広く社会に役立つよう時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

(3) その他

高圧ガス・LPガスの保安のために必要な調査、認定及び助言並びに委託研究を通じて得られた成果について、周知及び普及広報活動を行う。

II. 1. 8 受託事業

協会が有している高圧ガス・液化石油ガス保安に係る専門的知見を活かし、高圧ガス・液化石油ガス保安の確保に必要な業務を受託し、これを実施する。

II. 1. 9 法定講習事業(特別勘定1)

[試験・教育事業部門]

(1) 法定講習の実施

義務講習の受講申込者数については、平成9年の法改正時の規制緩和により受講サイクルが3年から5年に延長された影響と、令和5年度にオンライン化したLP法関係講習の受講申込者数が減少した影響も加味し、37,929人(38,823人)を見込んでい

る。また、資格講習の受講申込者数については、令和5年度の受講申し込み状況から、コロナ前の長期トレンドに戻るものと想定し、42,215人（42,992人）を見込み、法定講習全体の合計は80,144人（81,815人）としている。（自主講習を含めた講習会総計は82,852人（84,290人、内訳は別紙1参照））

法定講習で使用するテキストに関しては、令和6年度は甲種、乙種、丙種のテキスト等について見直しを行うこととする。

なお、令和6年度は、次に示すとおり、法定資格講習の全てについて、オンライン講習へと移行する。令和2年度以降、これまでに作成した動画コンテンツについては、受講者の満足度と学習効果の向上のため、順次、抜本的な改良等（講師の顔出し、説明箇所のハイライト表示、テキスト及び法規集と動画コンテンツとの連動性強化、習熟度試験の増など）に取り組む。

	資格講習	義務講習
一般ガス関係	甲種化学講習	高圧ガス保安企画推進員講習
	甲種機械講習	高圧ガス保安主任者講習
	乙種化学講習	高圧ガス保安係員（一般）講習
	乙種機械講習	
	丙種化学特別講習	
	第一種販売講習	
	移動監視者講習	
冷凍関係	特定高圧ガス取扱主任者講習	
	第一種冷凍機械講習	
	第二種冷凍機械講習	
LPガス関係	第三種冷凍機械講習	
	丙種化学液石講習	高圧ガス保安係員（LP）講習
	第二種販売講習	業務主任者講習
	業務主任者の代理者講習	液化石油ガス設備士再講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習	充てん作業員再講習
	液化石油ガス設備士第2講習	
	液化石油ガス設備士第3講習	
	充てん作業員講習	
保安業務員講習		
調査員講習		

Ⅱ. 1. 10 資格試験等事業（特別勘定2）

[試験・教育事業部門]

(1) 資格試験

経済産業省及び都道府県からの委譲に基づき高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士試験を実施する。国家試験の出願者数は減少傾向にあり、特に、20歳未満の出願者数は10年前に比べて大きく減少しているため、今後、工業・水産高校、高専など、若年層に向けて受験意欲を喚起するための取組みを行う。

① 試験実施日

(イ) 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士筆記試験

令和6年11月10日（日）に実施

(ロ) 液化石油ガス設備士技能試験

令和6年12月1日（日）に実施

② 出願者数

大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）の出願者数及び知事試験（その他9種）の出願者数は、大臣試験で4,047人（4,254人）、知事試験で43,025人（44,175人）、合計で47,072人（48,429人）を見込んでいる。（内訳は別紙2参照）

(2) 免状交付事務

経済産業省及び都道府県から、以下の免状交付事務に係る委託事業を受託実施する。

① 高圧ガス製造保安責任者免状交付事務（経済産業省からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験のうち、大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき大臣が発行する免状の交付事務を実施する。

② 高圧ガス製造保安責任者等免状交付事務（都道府県からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験等のうち、知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売及び液化石油ガス設備士）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき知事が発行する免状の交付事務を実施する。また、未受託となっている県については、引き続き、受託の働きかけを実施する。

II. 2 サービスの向上と積極的な情報提供

II. 2. 1 保安情報の収集、提供等

[保安技術部門他]

(1) 高圧ガス事故の調査 [保安技術部門]

高圧ガス事故災害に対して、必要に応じ現場調査、関係者のヒアリングなどを行い、情報収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施する。その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的に情報発信を行う。

また、行政、事業者が設置する事故調査委員会等に協力、支援を行う。

(2) 事故事例データベースの提供 [保安技術部門]

事故事例データベースの提供等事故事例の共有化と教材化を推進する。

(3) 水素関連の情報提供 [水素センター]

① 水素利用の安全確保に関する情報提供

水素の社会実装に向けた取組みが活発化する中、今後の普及拡大を見据えて、事業者等からの水素に関連する技術的な相談等に対して適切に対応する。

② 水素関連情報の整備

水素エネルギーに関する最新情報を広く収集し、ホームページ上で必要な水素関連情報の公開を行う。

③ KHK 水素セミナーの開催

(4) 海外との技術交流等の促進 [総務・企画部門]

海外との技術交流等を促進するために、次の技術交流等を積極的に行う。

① 各種国際会議等への参加

中華民国工業安全衛生協會（ISHA）の年次大会への参加や各種国際会議等への出席により、保安関連の情報を収集するとともに、機関誌「高圧ガス」等を通じて積極的に情報を発信する。

② 韓国ガス安全公社との定期会議の開催（令和6年度は日本で開催）

③ 海外諸機関等への技術指導・協力及び調査団の受け入れを行う。

II. 2. 2 広報活動の推進、機関紙等による情報発信

[総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

(1) 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、策定したルールに基づいて、各種メディアに取り上げられることを目指し、積極的に情報を発信することにより、協会のプレゼ

ンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害の発生、講習等への影響や容器流出などの事故・災害に関する注意喚起などを、協会ウェブサイトで情報提供する。また、自然災害、新たな感染症の発生状況などによる講習等への影響についても同様に情報提供を行う。

(2) お客様目線での情報発信ツールの整備・充実

① 協会ウェブサイト

協会ウェブサイトを活用し、最新情報を適切に発信するとともにコンテンツの更なる充実を図る。

令和6年度は、カーボンニュートラルのための安全・安心な水素社会の実現に向けた協会の活動について、発信を強化する。

② メール配信サービス「KHK-Friends」

セミナーの開催案内、出版物の紹介などの協会事業情報に加え、高圧ガス保安法令等の改正動向、KHK 技術基準及び検査・認定事業のマニュアル類の制定・改正情報、高圧ガス事故概要報告書などお客様にとって有益となる情報をタイムリーに配信していく。

③ 図書目録

協会の出版物を分かり易く紹介する図書目録の最新版を作成し配布及びウェブ上で公開する。

④ 販売書籍の電子化

書籍の提供手段の多様化と、利用者の利便性の向上を図るために、ウェブサイトから直接、書籍の注文が可能なシステムの操作性及び利便性の改善を継続的に図るとともに、販売書籍の電子化を引き続き検討する。

(3) 会員向け情報発信サービスの充実

① 情報機関誌「高圧ガス」を発行することにより、会員のニーズに沿った高圧ガスの保安情報を提供するとともに、協会事業活動に関する情報を発信する。また、特集記事等について会員専用のウェブサイトで開催していく。

② 高圧ガス保安法関係省令等を容易に検索可能とする法令検索システムについて、ホームページによる表示方法の見直しを検討するとともに、法令等の改正に応じた更新を行う。

(4) 高圧ガス保安全国大会の実施

高圧ガス保安活動促進週間の活動の一環として、高圧ガスを取り扱う者の保安意識の高揚を図り、保安活動の促進等のため、保安活動に顕著な功績を残された事業者や

個人を表彰する高圧ガス保安全国大会を実施する。

(5) ISO 審査関連の情報提供 [ISO 審査センター]

ISO letter については、顧客ニーズを踏まえた上で内容の充実化を図るとともに、定期的に発行する登録企業への情報提供のツールとして、ISO マネジメントシステムに関する最新の話題紹介を含め積極的な活用を図り、ISO 審査センターのホームページ、ISO 情報交換会他各種イベント等も通じて情報提供活動の多角化と相互連携を推進する。

(6) 英文資料の発行 [総務・企画部門]

海外関係機関等に対して我が国の高圧ガス保安対策の状況等に関する情報を発信していくため、引き続き、協会の年間事業活動をまとめた英語版報告書を発行するとともに、事故情報の国際的共有化に資するため、高圧ガス関係及び LP ガス関係事故年報の概要を取りまとめた英文資料を発行する。

II. 2. 3 説明会・セミナーの開催

[保安技術部門他]

(1) 「事故の教訓と保安管理技術セミナー」等の開催 [保安技術部門]

高圧ガス製造事業者全般を対象に、高圧ガス製造事業者の保安管理活動、自主保安活動に対する情報提供等を目的に、自主保安セミナーを開催する。

(2) 「高圧ガス設備担当者会議」の開催 [機器検査事業部門]

特定設備、高圧ガス設備等の設計、製造、試験・検査に係る運用統一を目的に、申請者等から照会のあった諸問題のうち、共通性のある事項を周知するため、本会議を開催する。

(3) LP ガスの保安に係る説明会等の開催 [保安技術部門]

LP ガス供給設備・消費設備や保安業務に係る協会の技術基準、経済産業省等から受託した調査研究の成果及び最新の保安情報を広く LP ガス業界等へ普及させるための説明会や技術資料の発行等を実施する。

(4) 「KHK 水素セミナー」の開催 [水素センター]

水素の社会実装に向けた情報提供の機会として、国の政策動向、協会の活動、事業者の先進的な取組み事例などの最新情報を広く発信するためのセミナーを企画していく。

- (5) 時代に即応した新規セミナーの開催 [保安技術部門、試験・教育事業部門他]
- 各部門のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努める。令和 6 年度は、昨年度に引き続き、耐震設計関係セミナー及び冷凍保安講座を開催するとともに、保安ニーズに即応するセミナーの開催について積極的に企画していく。
- また、これらセミナーのオンライン化など、開催方式の多様化に引き続き努める。

II. 3 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備

II. 3. 1 協会運営のガバナンス強化

[コンプライアンス推進室、総務・企画部門他]

協会が高い公的な責務を有することに鑑み、以下の取組みを遵守・徹底する。

(1) 内部監査の確実な実施

① 協会業務の信頼性維持に貢献するため、協会が行う業務活動に対する内部監査を継続する。内部監査を通じて、各業務活動に対する協会規程類の整備状況、同規程類及び関係法令の遵守状況の確認を行う。また、協会の情報セキュリティを強化するため、情報セキュリティ監査を適切に実施し、運用面・管理面から情報セキュリティ対策の実施状況について確認する。

② 内部監査は、監査における重点項目、監査対象項目などに対して、経営層にとって重要事項等を反映した内部監査実施計画を作成するとともに、エビデンスの収集・評価を適切に行い、これらに基づき実施する。

また、監査計画は、令和4年度の組織再編による監査年度変更等の影響を考慮しつつ平準化するよう留意する。

③ 内部監査結果及び監査における指摘事項を積極的に関係部署にフィードバックするとともに、必要に応じて、協会規程類の見直し、業務改善などの提案を行うことにより、協会業務活動において発生する恐れのあるさまざまなリスクの低減に取り組む。

(2) コンプライアンス教育の実施

① 協会役職員のコンプライアンスへの関心を高め、その推進を図るため、コンプライアンスハンドブックの理解・浸透に努め、コンプライアンス推進及びコンプライアンス事案の発生防止に取り組む。

その一環として、役職員に対する教育（eラーニング等）、その他コンプライアンスに係る情報の発信を定期的に行う。

(3) 情報セキュリティ対策の充実

近年急増するサイバー攻撃及び情報漏えいリスク低減のため、業務実施に伴い保有する企業情報をはじめとする情報資産について、多層防御の観点から、情報セキュリティ関係規程類の確実な運用と、以下のセキュリティ対策を実施する。

① 協会ネットワーク及び協会ホームページや電子申請サイトの第三者脆弱性診断

② 全役職員を対象とした情報セキュリティ教育の充実

③ 標的型攻撃メール対応訓練

④ 内部情報漏えいリスク対策の強化

なお、情報セキュリティ教育として、高圧ガス保安法の新認定制度においてサイバーセキュリティが認定要件の一つとなったことなども踏まえて、新認定制度の調査を担う協会自身も、サイバーセキュリティの研修や関連の資格取得を引き続き推進していく。

II. 3. 2 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を糾合した以下の会議体を組成し、その助言等を踏まえ、適切な対応を行っていく。

(1) 余裕金運用検討委員会 [総務・企画部門]

協会の余裕資金に係る運用使途等について、エコノミスト、公認会計士等の示唆を踏まえて検討する。

(2) 教育事業アドバイザー委員会 [試験・教育事業部門]

高圧ガス保安活動促進週間をはじめ、高圧ガス保安に係る普及啓発活動のあり方等について検討する。

(3) 国家試験実施機関情報交換会 [試験・教育事業部門]

公正、公平な試験実施及び効率的な試験業務運営のために必要な一般的な事項についての意見交換、情報共有等を行う。

(4) 総合研究所運営審議会 [総合研究所]

新規ニーズを捉え、時代に即応した研究所としての運営体制等について検討する。

II. 3. 3 人材育成と就業環境の改善等

[総務・企画部門]

(1) 専門性と国際性を兼ね備えた人材育成等

① 水素・CCSの専門的知識を持つ人材の育成

水素社会推進法及びCCS事業法の成立を見据え、高圧ガスや保安規制に留まらない分野で活躍できる人材の育成と確保を推進する。

② 国際的な人材の育成

専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成するため、ISOなどの国際会議への積極参加と語学研修を実施する。

③ 最新技術の動向把握

主に若手職員を対象に最新技術の動向把握と職員の視野を広げるため、CESへ参加する。

④ 情報セキュリティに関する知識習得

認定高度保安実施者制度において、サイバーセキュリティが認定要件の一つとなっていることなども踏まえ、サイバーセキュリティの研修や関連の資格取得を引き続き推進していく。

(2) 就業環境の改善等

就業環境の改善等のために、以下の取組を進める。

- ① 年休時季指定義務（年5日の年休取得）の確実な実施に努めるべく、非効率な業務プロセスの見直しなどを行い、年休が取得しやすい職場環境の構築を図る。
- ② 労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェックを引き続き実施する。

(3) フリーアドレス化に向けた執務環境の改善

組織横断的な協働体制構築による業務の効率化をより高めるため、フリーアドレス化に向けた執務環境の改善を行い、コミュニケーションの更なる活性化とペーパーレス化を推進する。

II. 3. 4 社会的ニーズへの対応と将来を見据えた基盤の整備

将来を見据えた以下の構造改革を推進する。

(1) 時代に即応した新事業創出・業務運営 [保安技術部門、試験・教育事業部門他]

協会の知見を活用した新事業創出は、自主保安の向上に寄与するものであり、国民の安全・安心な暮らしに資するものである。

かかる認識のもと、前広かつ積極的な検討を行っていく。

具体的には、各部門のポテンシャルをシナジーさせることにより、時代に即応した保安ニーズに対応する新たな事業の創出に努めることとし、令和6年度は、事業者の関心が高い、耐震設計講座、水素セミナー等を引き続き実施する他、保安ニーズを捉えた新たなテーマに関するセミナー開催を検討するとともに、開催方式の多様化に努める。

また、新たな自主認証業務、これまでの委託事業の成果物を活用した出版物の発行等も検討する。

(2) マーケットニーズを踏まえた戦略的な事業運営 [ISO 審査センター他]

マーケットニーズを包括的に把握・分析することにより、潜在的な需要の発掘や、既存事業の底上げに役立てる。令和6年度は主に以下の取組を行う。

- ① 国際規格を基準とするシステム審査登録事業における、当協会の強みを活かした

戦略的な営業活動を実施する。

- ② 各種セミナー等において収集したアンケートの分析結果を通じてマーケットニーズの把握を行い、顧客が求める保安情報等の提供をより一層推進する。
- ③ GXの実現に向け、温室効果ガスや低炭素水素の検証・認証事業が拡大していくことを見据え、ファーストステップとして東京都・埼玉県キャップ&トレード制度の検証機関の登録を行い、検証事業のノウハウを蓄積する。

(3) 基幹情報システムの改善 [総務・企画部門他]

令和6年度は、令和5年度に開発を行った機器検査事業のWEB申請受付システム及びISO審査支援システムの運用を開始する。

また、会計・経費精算システムのサポート期間終了に伴い基幹システムの再構築を進める。

(4) 支部の統廃合検討 [総務・企画部門]

令和8年4月の北海道、東北、四国及び九州支部の廃止に向け、関係者との調整、業務実施体制の見直しなどの必要な手続きを行う。

(5) 新法成立を見据えた組織体制の見直し [総務・企画部門]

水素社会推進法案、CCS事業法案の成立を見据え、新規事業を円滑に実施するための人材確保と育成、組織体制の見直しなどを引き続き検討する。

(6) 支出構造に係る不断の見直し [総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、引き続き聖域を設けずに徹底的な再精査を行う。

保安講習会種類別受講者数見込み

種 類	令和 6 年度 申込者見込 (人)	令和 5 年度 申込者実績見込 (人)
1. 法令に基づく講習等		
(イ) 製造講習会 (大臣)		
甲種化学講習	1, 148	(1, 192)
甲種機械講習	1, 432	(1, 465)
第 1 種冷凍機械講習	1, 026	(1, 120)
(ロ) 製造講習会 (知事)		
乙種化学講習	2, 085	(1, 998)
乙種機械講習	4, 768	(4, 585)
丙種化学液石講習	2, 953	(2, 956)
丙種化学特別講習	4, 906	(4, 813)
第 2 種冷凍機械講習	1, 763	(1, 783)
第 3 種冷凍機械講習	2, 611	(2, 731)
(ハ) 販売講習会		
第 1 種販売講習	751	(847)
第 2 種販売・業務主任者の代理者講習	4, 608	(4, 727)
(ニ) 設備士講習会		
液化石油ガス設備士講習 (第 2・第 3・ 特別) 及び技能試験	6, 755	(6, 914)
(ホ) 義務講習会等 (高压)		
高压ガス製造保安企画推進員講習	123	(116)
高压ガス製造保安主任者講習	452	(460)
高压ガス製造保安係員講習	7, 450	(7, 068)
移動監視者講習	2, 084	(2, 600)
特定高压ガス取扱主任者講習	1, 290	(1, 178)
(ヘ) 義務講習会等 (LP)		
業務主任者講習	9, 057	(8, 630)
液化石油ガス設備士再講習	19, 152	(20, 772)
充てん作業者再講習	1, 695	(1, 777)

保安業務員講習	2,833	(2,866)
液化石油ガス調査員講習	510	(484)
充てん作業員講習	692	(733)

資格講習	小計 ((イ)～(ニ))	42,215	(42,992)
義務講習等	小計 ((ホ)～(ハ))	37,929	(38,823)
合計		80,144	(81,815)

2. 自主講習

(イ) ポリエチレン管の施工に係る講習	324	(256)	
(ロ) 配管用フレキ管講習等	1,593	(1,422)	
(ハ) CE 受入側保安責任者講習	355	(355)	
(ニ) 冷凍空調施設工事事業所の認定に係る講習	399	(405)	
(ホ) CE 保安講習	24	(24)	
(ヘ) 特殊材料ガス保安講習	13	(13)	
(ト) 冷凍特別装置検査員講習	0	(0)	
計 ((イ)～(ト))		2,708	(2,475)
総計 (1+2)		82,852	(84,290)

高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験
並びに液化石油ガス設備士試験種類別出願者数見込み

種 類	令和 6 年度 申込者見込 (人)	令和 5 年度 申込者実績見込 (人)
1. 大臣試験		
甲種化学	1,079	(1,123)
甲種機械	1,541	(1,644)
第一種冷凍機械	1,427	(1,487)
小計	4,047	(4,254)
2. 知事試験		
乙種化学	2,563	(2,577)
乙種機械	5,614	(5,520)
丙種化学（液石）	3,480	(3,718)
丙種化学（特別）	5,349	(5,404)
第二種冷凍機械	3,027	(3,196)
第三種冷凍機械	10,401	(11,345)
第一種販売	3,171	(3,134)
第二種販売	7,943	(7,791)
液化石油ガス設備士	1,477	(1,490)
小計	43,025	(44,175)
合計（1+2）	47,072	(48,429)